

～協議内容について～

<目次>

- 1 ネットトラブル防止出張授業・研修の
成果と課題について
- 2 ネットパトロールの成果と課題について
- 3 青少年問題啓発リーフレットについて
- 4 次年度の運営協議会のテーマについて

<目次>

- 1 ネットトラブル防止出張授業・研修の成果と課題について**
- 2 ネットパトロールの成果と課題について
- 3 青少年問題啓発リーフレットについて
- 4 次年度の運営協議会のテーマについて

(1) 実施状況

実施日時	実施校	対象	人数
7月17日	柏井小学校	4～6年生	287人
7月19日	新井小学校	4年生	148人
		保護者	20人
7月29日	第八中学校	全校生徒	640名
8月28日	菅野小学校	教職員	25名
9月6日	第一中学校	全校生徒	698名
10月2日	福栄中学校	全校生徒	780名
10月13日	中国分小学校	4～6年生+保護者	295名
11月26日	高谷中学校	全校生徒	446名
12月18日	塩浜学園	5～9年生	244名
1月18日	信篤小学校	5・6年生+保護者	300名
1月18日	宮田小学校	5年生	63名
1月19日	二俣小学校	5・6年生+保護者	139名
1月29日	富美浜小学校	6年生	135名
2月4日	第一中学校	新入生保護者	206名
2月5日	高谷中学校	新入生保護者	200名
2月7日	第五中学校	新入生保護者	150名
2月8日	第七中学校	新入生保護者	350名
2月14日	第四中学校	新入生保護者	180名
2月19日	妙典中学校	新入生保護者	286名

• **20**回実施

小学校児童向け **7**回

中学校生徒向け **4**回

義務教育学校 **1**回
(5～9年生向け)

保護者向け **7**回

教職員向け **1**回

• 延べ **5592**名

(2) 授業・研修テーマ

対象	テーマ
小学校	「インターネットの上手な使い方」 「SNSのトラブルについて」
中学校	「SNSのトラブルについて」 「情報モラルについて」
義務教育学校	「適切なインターネットの利用について」
保護者	「ネットトラブルに遭わないために ～保護者の方へお願いしたいこと～」
教職員	「インターネットトラブルの実際とその予防について」

(3) 成果と課題

<成果>

- ✓ 昨年度の**約7倍**の回数を実施できた。
- ✓ 各学校の**要望**に応じて話げできた。
- ✓ 児童生徒だけでなく、**保護者、教職員**にも実施できた。

<課題>

- ✓ 実施できたのが、**小学校の6分の1、**
中学校の4分の1 だった。
- ✓ 教職員の研修が**1件** だった。
- ✓ 次年度以降、**高等学校の生徒**にも
実施していきたい。

<目次>

- 1 ネットトラブル防止出張授業・研修の
成果と課題について
- 2 ネットパトロールの成果と課題について**
- 3 青少年問題啓発リーフレットについて
- 4 次年度の運営協議会のテーマについて

(1) 実施状況(補導員との合同パトロール)

- ・実施回数 **23**回
- ・実施時間 **34.5**時間
- ・報告件数 **12**件
- ・危険レベル **1・2**(詳細な個人情報^の公開)

(2) 報告内容

- 学校名、部活動名の公開
- 出身幼稚園、保育園や小学校名の公開
- 自分や友人の顔写真の公開(加工もあり)
- 動画の公開
- 質問箱(Peimg)の公開
- **複数のアカウント**を所持

県のネットパトロールで、
1件報告有り。
**複数のアカウントと、
QRコード**を掲載。

(2) 成果と課題

<成果>

- ✓ 自分の**地域の子供たち**の書き込みであるということが**すぐに判断**できる。
- ✓ 補導員さんの**空いている時間にパトロール**してくれる。



< 課題 >

- ✓ 補導員さんの中で、PCの扱いが**苦手な方**にどう協力をお願いしていくか。
- ✓ 学校名の中に、**番号のついた学校**（第一中学校など）と**地名のついた学校**（妙典中学校など）とで、**検索に差**が出る。

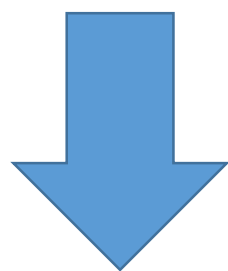
<目次>

- 1 ネットトラブル防止出張授業・研修の成果と課題について
- 2 ネットパトロールの成果と課題について
- 3 青少年問題啓発リーフレットについて**
- 4 次年度の運営協議会のテーマについて

小・中・高等学校共通

- ① 自転車の乗り方
- ② 万引き
- ③ インターネットトラブル
- ④ 薬物乱用

小・中・高等学校共通



小・中

高等学校

小、中学校

- ① 自転車の乗り方
- ② 万引き
- ③ インターネットトラブル
- ④ 薬物乱用

- ① インターネットトラブル
- ② 自転車の乗り方
- ③ 万引き

高等学校

- ① 自転車の乗り方
- ② 万引き
- ③ インターネットトラブル
- ④ 薬物乱用

- ① 自転車
- ② インターネットトラブル
- ③ 万引き
- ④ 薬物乱用

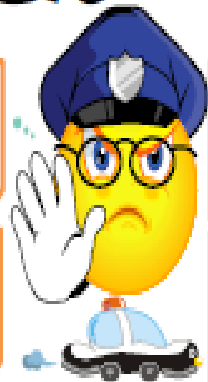
<今年度>

小学生・保護者用
せいしょうねん

青少年のみなさんへ **ダメ絶対!**

ぜったい

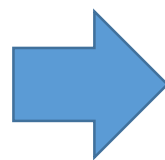
じてんしゃ
自転車の
ふたりの
二人乗り
まけんそうこう
危険走行



まんび
万引き

**インターネット
トラブル**

やくぶつらんよう
薬物乱用




<次年度>

小学生・保護者用

ス ト ッ プ

スリー

STOP!  **STOP!** **3!**

ダメ! ぜったい!!

STOP^{ワン}①

**インターネット
トラブル**

STOP^{ツー}②

じてんしゃ あぶ の かた
自転車の危ない乗り方

STOP^{スリー}③

まんび
万引き

<今年度>

<次年度>

STOP 自転車の二人乗り・危険走行!

交通ルールやマナーを守らない運転は重大事故の原因となる

自転車安全利用五則

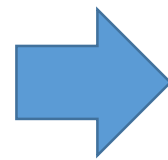
- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

こんな運転・走行は禁止です

- ・ 並列走行・夜間無灯火
- ・ 信号無視・一時停止無視
- ・ ながら運転
携帯電話・ゲーム機・傘・音楽再生機などを使用しながらの運転。

保護者の皆様へ 子どもたちの良い見本になってください!

- ・ 日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・ お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・ 子どもヘルメット着用を努めましょう。
- ・ 6歳未満の子どもの乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・ 交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を支払わなければならないことがあります。



STOP! ② 自転車の危ない乗り方

こんな乗り方は危険です



【横にならぶ】



【かさをさす】



【信号無視】



【ライトをつけない】



【前を見ない】



【音楽などをきく】

正しい乗り方・5つのきまり ①↑のような危ない乗り方をしない

- ② 車道を走る
- ③ 左側を走る
- ④ 歩道は歩行者優先
- ⑤ ヘルメットをかぶる

保護者の皆様へ 子供たちの良い見本になってください!

- ・ 日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・ お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・ お子さんのヘルメット着用を努めましょう。
- ・ 6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・ 交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を支払わなければならないことがあります。

<今年度>

STOP 万引き!

物とを盗らない盗らせない

「万引き」は、店の商品の代金を支払わずに持ち出すことです。店の人に見つかったら品物を返したり後でお金を払ったりしても盗んだことになります。

「万引き」は窃盗罪（どろぼう）です!

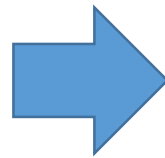
窃盗罪とは「他人の財物を窃盗する」ことです。刑法第235条により「10年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」になります。

「万引き」の見張りをしても罪!

友人に頼まれて、見張りをしていただけでも「万引き」をした人と同じ窃盗罪です。また、「万引きしてこい」と友達に言うだけでも、窃盗罪の教唆（そそのかす）ということになります。

保護者の皆様へ

- 万引きは「犯罪」であることを、教えてあげてください。
 - ・商品を守る「万引き」は犯罪であり、絶対にしてはいけないことを教えましょう。
 - ・「万引き」が新聞やニュースで報道されたら、子どもと一緒に考えましょう。
 - ・万引きの被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題になることも伝えましょう。
- 「友人関係」や「持ち物」に気を配ってみてください。
 - ・子どもが「いつ・誰と・どこで・どんな遊びをしているか」把握しましょう。
 - ・子どもの持ち物にも気を配り、日頃からコミュニケーションを大切にしましょう。
- もし子どもが「万引き」をしたら……
 - ・まず、なぜ「万引き」をしたのか、子どもからしっかりと話を聞きましょう。
 - ・親子で店に謝罪したり家族で約束事を決めたりするなど、再発を防ぎましょう。
 - ・万引きと間違われぬよう、購入後レシートを受け取るなどを教えてあげましょう。



<次年度>

STOP! ③ 万引き

万引きは「どろぼうと同じ」です

お金を払わずに、お店の外に出るのは

見つけたから
返した **×**

たのまれて
みはりをしただけ **×**

見つけたから
お金をはらった **×**

全て万引き

「とってきて」と
言っただけ **×**

保護者の皆様へ 「友人関係」「持ち物」を把握しておきましょう

- ・万引き被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・万引きと間違われぬよう、買い物したらレシートの受けとりを習慣づけましょう。
- ・お子さんの交友関係や持ち物に気を配り、コミュニケーションを大切にしましょう。

検討して頂きたいこと

①変更点について

②内容全般に関して

<目次>

- 1 ネットトラブル防止出張授業・研修の成果と課題について
- 2 ネットパトロールの成果と課題について
- 3 青少年問題啓発リーフレットについて
- 4 **次年度の運営協議会のテーマについて**

「インターネット犯罪に 巻き込まれないために」

- ① ネットトラブル防止出張・授業の充実
- ② ネットパトロールの強化

青少年のみなさんへ ダメ 絶対！

ぜったい

じてんしゃ ふたりの
自転車の二人乗り
きけんそうこう
危険走行

**インターネット
トラブル**



まんび
万引き

やくぶつらんよう
薬物乱用

市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号

生涯学習センター3階 ☎047-320-3345

STOP 自転車の二人乗り・危険走行！

こうつう まも うんてん じゅうだいじ こ げんいん
交通ルールやマナーを守らない運転は重大事故の原因となる

じてんしゃあんぜんりようごそく 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

うんてん そうこう きんし こんな運転・走行は禁止です

- ・ 並列走行・夜間無灯火
 - ・ 信号無視・一時停止無視
 - ・ ながら運転
- けいたいでんわ き かさ・おんがくさいせい
携帯電話・ゲーム機・傘・音楽再生
機などを使用しながらの運転。

保護者の皆様へ 子どもたちの良い見本になってください！

- ・ 日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・ お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・ 子どものヘルメット着用に努めましょう。
- ・ 6歳未満の子どもの乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・ 交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を支払わなければならないことがあります。

STOP 万引き！



もの と 盗らない盗らせない



まんび みせ しょうひん だいきん しほら も だ
「万引き」は、店の商品の代金を支払わずに持ち出すことです。
みせ ひと み しなもの かえ あと かね ほら
店の人に見つからず品物を返したり後でお金を払ったり
しても盗んだこととなります。



まんび せつとうざい 「万引き」は窃盗罪（どろぼう）です！

せつとうざい たにん ざいぶつ せつとう けいほうだい じょう
窃盗罪とは「他人の財物を窃盗する」ことです。刑法第235条によ
り「10年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」になります。

「万引き」の見張りをしても罪！

ゆうじん たの み は まんび ひと
友人に頼まれて、見張りをしていただけでも「万引き」をした人と
おな せつとうざい まんび ともだち い
同じ窃盗罪です。また、「万引きしてこい」と友達に言っただけでも、
せつとうざい きょうさ
窃盗罪の教唆（そそのかす）ということになります。

保護者の皆様へ

- 万引きは「犯罪」であることを、教えてあげてください。
- ・ 商品を盗む「万引き」は犯罪であり、絶対にしてはいけないことを教えましょう。
- ・ 「万引き」が新聞やニュースで報道されたら、子どもと一緒に考えましょう。
- ・ 万引きの被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題になることも伝えましょう。
- 「友人関係」や「持ち物」に気を配ってみてあげてください。
- ・ 子どもが「いつ・誰と・どこで・どんな遊びをしているか」把握しましょう。
- ・ 子どもの持ち物にも気を配り、日頃からコミュニケーションを大切にしましょう。
- もし子どもが「万引き」をしたら……
- ・ まず、なぜ「万引き」をしたのか、子どもからしっかりと話を聞きましょう。
- ・ 親子で店に謝罪したり家族で約束事を決めたりするなど、再発を防ぎましょう。
- ・ 万引きと間違われぬよう、購入後レシートを受け取るなどを教えてあげましょう。

STOP インターネットトラブル!

スマートフォンやゲーム機などでの

インターネット利用でトラブルが起きている!

身に覚えのない
架空請求の支払い要求

オンラインゲーム
などでの高額請求

自分や友達の
個人情報の書き込み

SNS などでの会話や言葉の
やりとりから生じる「いじめ」

動画サイトなどへの
不適切な投稿

掲示板やブログでの
誹謗中傷(悪口など)

とくに書き込みに注意! トラブルに巻き込まれたら、
すぐに家の人や学校の先生などに相談しましょう!

保護者の皆様へ 有害情報から子どもたちを守る

インターネット利用に関するメリットとリスクを踏まえてスマートフォン等の所持を検討し、安全に使えるようにしてあげることが大切です!

利用状況の把握と適切な利用環境の整備は「保護者の責務」です。
(「千葉県青少年健全育成条例第 23 条の 5」より)

- ・家庭のルール作り: 保護者が利用機器の機能及びメリット・リスクを十分に理解する。子どもの利用状況を確認して、話し合いをして利用のルールを作り適切に管理する。
- ・フィルタリング: フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、有害情報を閲覧することがないようにする。

STOP 薬物乱用!

も か つか
「持たない・買わない・使わない」

覚せい剤や大麻・危険ドラッグ等の薬物を一回でも使用すれば「薬物乱用」であり、犯罪です。これらの薬物は、持っているだけでも犯罪となります。また、自分の体や心に害をもたらすだけでなく周りの人の人生をも狂わせてしまう可能性があります。絶対に購入・使用をしないでください。

保護者の皆様へ 薬物への誘惑は、街頭やインターネット等、いたるところに存在し、薬物乱用の危険性は身近なものとなっています。危険ドラッグは、「お香ハーブ」「アロマオイル」「バスソルト」等と、安全な商品のように偽って販売されています。危険性を伝えてください。



市川市少年センター相談室



万引きは、一度成功してしまうと、そのスリルや緊張感を味わいたいなどの理由から再犯率が非常に高い犯罪です。また、好奇心や物欲からだけではなく、孤独感や精神的に満たされない心理状況から引き起こされるケースもあり、場合によっては子どもへの対応やその子を取り巻く環境を改善していく必要があります。悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。ご一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月曜日～水曜日・金曜日(9時から17時まで)
木曜日(9時から19時まで)

メール相談

アドレス...youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日は場翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】

ストップスリー

STOP! STOP! 3!

ダメ! ぜったい!!

STOP ^{ワン}①

インターネット トラブル

STOP ^{ツー}②

じてんしゃ あぶ の かた 自転車の危ない乗り方

STOP ^{スリー}③

まんび 万引き



市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター



〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345



① インターネットトラブル

スマートフォンやインターネットの
つかいかた
使い方
でトラブルが増えています

じぶん ともだち
自分や友達の
こじんじょうほう か こ
個人情報の書き込み

かいわ
SNS などの会話や
ことば
言葉のやりとりから
う
生まれる「いじめ」

どうが
動画サイトなどへの
どうこう
正しくない投稿

か こ
SNS の書き込みに
たい わるくち ひはん
対する悪口や批判

なりすましや
ストーカー

オンラインゲーム
こうがくせいきゅう
などでの高額請求

とく どうこう か こ ちゅうい
特に投稿、書き込みに注意!

ま こ いえ ひと がっこう せんせい そうだん
トラブルに巻き込まれたら、すぐに家の人や学校の先生に相談しよう!

保護者の皆様へ



利用状況の把握と適切な利用環境の整備は、
「保護者の責務」です。
(「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より)

- フィルタリング : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、使用制限をかけたり、有害情報を閲覧できないようにしたりしてください。
- 家庭のルール作り : どこで使うのか、何時まで使うのかなど、お子さんと話し合ってルールを決めてください。その際、親から一方的にルールを押し付けず、お子さんが発言した言葉で決めていきましょう。



じてんしゃ あぶ の かた

② 自転車の危ない乗り方

こんな乗り方は危険です



よこ 【横にならぶ】



【かさをさす】



【信号無視】



【ライトをつけない】



【前を見ない】



【音楽などをきく】

正しい乗り方・5つのきまり ①↑のような危ない乗り方をしない

②車道を走る③左側を走る④歩道は歩行者優先⑤ヘルメットをかぶる

保護者の皆様へ 子供たちの良い見本になってください！

- ・日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・お子さんのヘルメット着用を努めましょう。
- ・6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を払わなければならないことがあります。



まんび

③ 万引き

万引きは「どろぼうと同じ」です

お金を払わずに、お店の外に出るのは

全て万引き

み 見つかったから
かえ 返した

み 見つかったから
かね お金をはらった

たのまれて
みはりをしただけ

「とってきて」と
いっただけ

保護者の皆様へ 「友人関係」「持ち物」を把握しておきましょう

- ・万引き被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・万引きと間違われぬよう、買い物をしたらレシートの受けとりを習慣づけましょう。
- ・お子さんの交友関係や持ち物に気を配り、コミュニケーションを大切にしましょう。

市川市少年センターの相談

悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月曜日～水曜日・金曜日（9時から17時まで）
木曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください】

青少年のみなさんへ ダメ 絶対！

自転車の 二人乗り
危険走行

インターネット
トラブル



万引き

薬物乱用

市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345

STOP 自転車の二人乗り・危険走行！

交通ルールやマナーを守らない運転は重大事故の原因となる

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

こんな運転・走行は禁止です

- ・並列走行・夜間無灯火
- ・信号無視・一時停止無視
- ・ながら運転
 - ・携帯電話・ゲーム機・傘
 - ・音楽再生機などを使用しながらの運転。

保護者の皆様へ 子どもたちの良い見本になってください！

- ・日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・子どものヘルメット着用に努めましょう。
- ・6歳未満の子どもの乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を支払わなければならないことがあります。

STOP 万引き！

物を盗らない盗らせない

「万引き」は、店の商品の代金を支払わずに持ち出すことで、店の人に見つかってから品物を返したり後でお金を払ったりしても盗んだこととなります。

「万引き」は窃盗罪（どろぼう）です！



「万引き」は、空き巣や自転車盗等と同じ窃盗罪です。刑法第235条により「10年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」になる重大な犯罪です。

「万引き」の見張りや指示も罪！

友人に頼まれて、見張りをしていただけでも「万引き」をした人と同じ窃盗罪です。また、「万引きしてこい」と友達に言っただけでも、窃盗罪の教唆（そそのかす）ということになります。

保護者の皆様へ



○絶対に万引きをさせないでください！

- ・一度でも万引きをしてしまうと、再び万引きをするなど、より深刻な犯罪に発展する可能性があります。
- ・万引きの被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・「万引き」に関する新聞やニュースの報道を話題にして、日頃から「万引き」をしないように啓発していきましょう。

○「友人関係」や「持ち物」を把握しておきましょう。

- ・子どもが「いつ・誰と・どこで・どんな遊びをしているか」把握しましょう。
- ・子どもの持ち物にも気を配り、日頃からコミュニケーションを大切にしましょう。

○もし子どもが「万引き」をしたら……

- ・まず、なぜ「万引き」をしたのか、子どもからしっかりと話を聞きましょう。
- ・親子で店に謝罪したり家族で約束事を決めたりするなど、再発を防ぎましょう。
- ・万引きと間違われぬよう、購入後レシートを受け取るなどを教えてあげましょう。

STOP インターネットトラブル!

スマートフォンやゲーム機などでのインターネット利用でトラブルが起っています!

身に覚えのない
架空請求の支払い要求

オンラインゲーム
などでの高額請求

自分や友達の
個人情報の書き込み

SNS などでの会話や言葉の
やりとりから生じる「いじ

動画サイトなどへの
不適切な投稿

掲示板やブログでの
誹謗中傷(悪口など)

特に「書き込み」に注意!!

一度投稿したら、誰でも見られるし、完全には消えません。

トラブルに巻き込まれたら、
すぐに家の人や学校の先生などに相談しましょう!

保護者の皆様へ 有害情報から子どもたちを守る

インターネット利用に関するメリットとリスクを踏まえてスマートフォン等の所持を検討し、安全に使用させることが大切です!

利用状況の把握と適切な利用環境の整備は「保護者の責務」です。
(「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より)

- ・家庭のルール作り: 保護者が利用機器の機能及びメリット・リスクを十分に理解する。子どもの利用状況を確認して、話し合いをして利用のルールを作り適切に管理する。
- ・フィルタリング: フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、有害情報を閲覧することがないようにする。

STOP 薬物乱用!

「持たない・買わない・使わない」

覚せい剤や大麻・危険ドラッグ等の薬物を一回でも使用すれば「薬物乱用」であり、犯罪です。これらの薬物は、持っているだけでも犯罪となります。また、自分の体や心に害をもたらすだけでなく周りの人の人生をも狂わせてしまう可能性があります。絶対に購入・使用をしないでください。

保護者の皆様へ 薬物への誘惑は、街頭やインターネット(スマホやケータイ)等、いたるところに存在し、薬物乱用の危険性は身近なものとなっています。理由のわからないお金を欲しがると、怪しいものを持っている等、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。

危険ドラッグは、「お香ハーブ」「アロマオイル」「バスソルト」等と、安全な商品のように偽って販売されています。危険性を伝えてください。



市川市少年センター相談室



万引きは、一度成功してしまうと、そのスリルや緊張感を味わいたいなどの理由から再犯率が非常に高い犯罪です。また、好奇心や物欲からだけでなく、孤独感や精神的に満たされない心理状況から引き起こされるケースもあり、場合によっては子どもへの対応やその子を取り巻く環境を改善していく必要があります。悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。ご一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月曜日～水曜日・金曜日(9時から17時まで)
木曜日(9時から19時まで)

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日は場翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】

ストップスリー

STOP 3!

ダメ！ゼツタイ!!

STOP①

インターネット
トラブル

STOP②

自転車の危険走行

STOP③

万引き



市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター



〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345



① インターネットトラブル!

スマートフォンやゲーム機などでの
インターネット利用でトラブルが起きている

自分や友達の
個人情報の書き込み

動画サイトなどへの
不適切な投稿

なりすましや
ストーカー

リベンジポルノ
性的犯罪

SNS などで会話や
言葉のやりとりから
生じる「いじめ」

SNS への投稿に対する
誹謗中傷 (悪口など)

オンラインゲームなど
での高額請求

過度の利用・依存



特に「書き込み」「投稿」に注意!!

投稿したものは、誰から見られ、消すことはできません。

保護者の皆様へ



利用状況の把握と適切な利用環境の整備は、
「保護者の責務」です。
(「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より)

- フィルタリング : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、使用制限をかけたり、有害情報を閲覧できないようにしたりしてください。
- 家庭のルール作り : どこで使うのか、何時まで使うのかなど、お子さんと話し合ってルールを決めてください。その際、親から一方的にルールを押し付けず、お子さんが発言した言葉で決めてください。



② 自転車の危険走行

マナー・ルール違反は重大事故の原因です

信号無視や無灯火、携帯電話等を操作しながらの「ながら運転」など、自転車の乗り方に関するルールとマナーが守られない場面をよく見かけます。交通ルールやマナーを守り、**重大な事故や事件にならないように**しましょう。

こんな運転はダメ！



【ながら運転：スマホ、傘、イヤホン】



【信号無視】 【並走】 【夜間無灯火】

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道を走る。
- ② 車道は左側を通行する。
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行する。
- ④ 安全ルールを守る。
- ⑤ 子供はヘルメットを着用する。



平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（千葉県自転車条例）」が施行されました。

保護者の皆様へ 子供たちの良い見本になってください！

- ・日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・お子さんのヘルメット着用を努めましょう。
- ・6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を払わなければならないことがあります。



③ 万引き

万引きは窃盗罪(泥棒)です

見つかったから返した **×**

代金を支払わずに商品を持ち出す行為は全て「窃盗」

見つかったからお金を払った **×**

頼まれて見張りをしただけ **×**

(10年以下の懲役または50万円以下の罰金)

「取ってきて」と言っただけ **×**

保護者の皆様へ 「友人関係」「持ち物」を把握しておきましょう。

- ・万引き被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・万引きと間違われぬよう、買い物をしたらレシートの受けとりを習慣づけましょう。
- ・お子さんの交友関係や持ち物に気を配り、コミュニケーションを大切にしましょう。

市川市少年センターの相談

悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月曜日～水曜日・金曜日（9時から17時まで）
木曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】

青少年のみなさんへ ダメ 絶対！

自転車の 二人乗り
危険走行

インターネット
トラブル



万引き

薬物乱用

市川市教育委員会 学校教育部
教育センター・少年センター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号

生涯学習センター3階 ☎047-320-3345

STOP 自転車の二人乗り・危険走行！

交通ルールやマナーを守らない
危険な運転は
重大事故の原因となる

- ・ 並列走行禁止 ・ 夜間無灯火禁止
- ・ 信号無視禁止 ・ 一時停止無視禁止
- ・ ながら運転禁止
携帯電話・ゲーム機・傘・音楽再生機
などを使用しながらの運転は禁止。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用 (高校生以下)

**悪質・危険な自転車運転者
には、自転車運転者講習が
義務付けられます。**

保護者の皆様へ 子どもたちの良い見本になってください！

- ・ 日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・ 「ながら運転」は5万円以下の罰金となります。(千葉県道路交通法施行細則第9条より)
- ・ 交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を支払わなければならないことがあります。
- ・ 6歳未満の子どもの乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・ お子さんに自転車の点検をさせ、不良部分の整備をさせましょう。

STOP 万引き！

物を盗らない盗らせない

「万引き」は、店の商品の代金を支払わずに持ち出すことで、店の人に見つかってから品物を返したり後でお金を払ったりしても盗んだことになります。

「万引き」は窃盗罪(どろぼう)です！



「万引き」は、空き巣や自転車盗等と同じ窃盗罪です。刑法第235条により「10年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」になる重大な犯罪です。

「万引き」の見張りや指示も罪！

友人に頼まれて、見張りをしていただけでも「万引き」をした人と同じ窃盗罪です。また、「万引きしてこい」と友達に言っただけでも、窃盗罪の教唆(そそのかす)ということになります。

保護者の皆様へ



○絶対に万引きをさせないでください！

- ・ 一度でも万引きをしてしまうと、再び万引きをするなど、より深刻な犯罪に発展する可能性があります。
- ・ 万引きの被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・ 「万引き」に関する新聞やニュースの報道を話題にして、日頃から「万引き」をしないように啓発していきましょう。

○「友人関係」や「持ち物」を把握しておきましょう。

- ・ 子どもが「いつ・誰と・どこで・どんな遊びをしているか」把握しましょう。
- ・ 子どもの持ち物にも気を配り、日頃からコミュニケーションを大切にしましょう。

○もし子どもが「万引き」をしたら……

- ・ まず、なぜ「万引き」をしたのか、子どもからしっかりと話を聞きましょう。
- ・ 親子で店に謝罪したり家族で約束事を決めたりするなど、再発を防ぎましょう。
- ・ 万引きと間違われぬよう、購入後レシートを受け取りと保管を促しましょう。

STOP インターネットトラブル!

スマートフォン・インターネットの利用に注意!

身に覚えのない
架空請求の支払い要求

自分や友達の
個人情報の書き込み

動画サイトなどへの
不適切な投稿



オンラインゲーム
などでの高額請求

SNS などでの会話や言葉の
やりとりから生じる「いじめ」

掲示板やブログでの誹謗
中傷(悪口など)

◎ 長時間利用による睡眠不足に注意!

◎ 書き込みや写真・動画等の投稿内容に注意!

一度投稿したら、誰でも見られるし、完全には消えません。
他人を傷つけたり、自分を傷つけたり、将来に影響することもあります。

トラブルに巻き込まれたら、
すぐに、家族や学校の先生、警察等に相談しましょう!

保護者の皆様へ 有害情報から子どもたちを守る

インターネット利用に関するメリットとリスクを踏まえて、賢く安全に使用できるようにすることが重要です!

利用状況の把握と適切な利用環境の整備は「保護者の責務」です。
(「千葉県青少年健全育成条例第 23 条の 5」より)

- ・ **家庭のルール作り** : 保護者が利用機器の機能及びメリット・リスクを十分に理解する。子どもの利用状況を確認して、話し合いをして利用のルールを作り適切に管理する。
- ・ **フィルタリング** : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、有害情報を閲覧することがないようにする。

★新聞やニュースを話題に、日頃からインターネット問題について話し合い考えておきましょう。

STOP 薬物乱用!

「持たない・買わない・使わない」

覚せい剤や大麻・危険ドラッグ等の薬物を一回でも使用すれば「薬物乱用」であり、犯罪です。これらの薬物は、持っているだけでも犯罪となります。また、自分の体や心に害をもたらすだけでなく周りの人の人生をも狂わせてしまう可能性があります。絶対に購入・使用をしないでください。誘われてもきっぱり断りましょう。

保護者の皆様へ 薬物への誘惑は、街頭やインターネット、先輩・友人等、いたるところに存在し、薬物乱用の危険性は身近なものとなっています。理由のわからないお金を欲しがらる、怪しいモノを持っている等、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。

危険ドラッグは、「お香ハーブ」「アロマオイル」「バスソルト」等と、安全な商品のように偽って販売されています。死に至る場合もある危険性を伝えてください。



市川市少年センター相談室



万引きは、一度成功してしまうと、そのスリルや緊張感を味わいたいなどの理由から再犯率が非常に高い犯罪です。また、好奇心や物欲からだけではなく、孤独感や精神的に満たされない心理状況から引き起こされるケースもあり、場合によっては子どもへの対応やその子を取り巻く環境を改善していく必要があります。悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。ご一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月曜日～水曜日・金曜日(9時から17時まで)
木曜日(9時から19時まで)

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日は場翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】

ダメ！ゼツタイ!!

① 自転車の危険走行

② インターネットトラブル

③ 万引き

④ 薬物乱用

市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345



① 自転車の危険走行

- ・ 並列走行
- ・ 夜間無灯火
- ・ 信号無視
- ・ 一時停止無視
- ・ ながら運転

(携帯電話・ゲーム・傘差し等)

禁止!

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供(高校生以下)はヘルメット着用

保護者の皆様へ

○子供たちの良い見本になってください!

- ・ 日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・ お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・ 6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・ 交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を払わなければならないことがあります。
- ・ 悪質、危険な自転車運転者には、自転車運転者講習が義務づけられます。



② インターネットトラブル

使用状況・投稿内容でのトラブル多発!

自分や友達の
個人情報の書き込み

動画サイトなどへの
不適切な投稿

なりすましや
ストーカー

リベンジポルノ
性的犯罪

SNS などで会話や
言葉のやりとりから
生じる「いじめ」

SNS への投稿に対する
誹謗中傷(悪口など)

オンラインゲームなど
での高額請求

過度の利用・依存



- ・ ネット上で知り合っただけの人とは会わない
- ・ トラブルに巻き込まれそうになったら大人に相談する

保護者の皆様へ

○インターネット利用に関するメリットと
リスクを踏まえ、賢く安全に使用できるように
することが重要です。

利用状況の把握と適切な利用環境の整備は「保護者の責務」です。

(「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より)

- **フィルタリング** : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、使用制限をかけたたり、有害情報を閲覧できないようにしたりしてください。
- **家庭のルール作り** : 所有者はあくまで保護者。利用機器の機能やリスクを理解し、子供の利用状況を把握してください。その上で話し合いによってルールを作り、適切に管理してください。



③万引き

返しても・払っても・見張りだけ・言っただけ…

すべて、^{せつとうざい}窃盗罪(泥棒)です

「万引き」は、店の商品の代金を支払わずに持ち出すことです。店の人に見つかってから品物を返したり、後でお金を支払ったりしても盗んだこととなります。

また、友人に頼まれて見張りをしたり、「万引きをしてこい」と友人に言っただけでも窃盗罪、窃盗罪きょうざの教唆(そそのかす)になります。

「万引き」は、空き巣や自転車盗等と同じ窃盗罪です。刑法第235条により「10年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」になる 重大な犯罪です。

保護者の皆様へ

○絶対に万引きをさせないでください!

- ・一度でも万引きをしてしまうと、再び万引きをするなど、より深刻な犯罪に発展する可能性があります。
- ・万引きの被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・「万引き」に関する新聞やニュースの報道を話題にして、日頃から「万引き」をしないように啓発していきましょう。

○「友人関係」や「持ち物」を把握しておきましょう。

- ・お子さんが「いつ・誰と・どこで・どんな遊びをしているか」把握しましょう。
- ・持ち物にも気を配り、日頃からコミュニケーションを大切にしましょう。

○もしお子さんが「万引き」をしたら……

- ・まず、なぜ「万引き」をしたのか、お子さんからしっかりと話を聞きましょう。
- ・親子で店に謝罪したり家族で約束事を決めたりするなど、再発を防ぎましょう。
- ・万引きと間違われぬよう、購入後レシートの受け取りと保管を促しましょう。



④薬物乱用

「持たない」「買わない」「使わない」

覚せい剤や大麻・危険ドラッグ等の薬物を一回でも使用すれば「薬物乱用」であり、犯罪です。これらの薬物は、持っているだけでも犯罪となります。また、自分の体や心に害をもたらすだけでなく、周りの人の人生も狂わせてしまう可能性があります。絶対に購入・使用をしてはいけません。誘われてもきっぱり断りましょう。

保護者の皆様へ

薬物への誘惑は、街頭やインターネット、先輩・友人等、いたるところに存在し、薬物乱用の危険性は身近なものとなっています。理由もないのにお金を欲しがる、怪しいモノを持っている等、子供の変化を見逃さないようにしましょう。危険ドラッグは、「お香ハーブ」「アロマオイル」「バスソルト」など、安全な商品のように偽って販売されています。死に至る場合もある危険性を伝えてください。

市川市少年センターの相談

悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月曜日～水曜日・金曜日（9時から17時まで）
木曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】